

井戸水の検査をしましょう

清浄で安心して飲める水は、私達の生活に欠かせないものです。近ごろでは、地下水の汚染が問題とされるようになりました。

あなたの井戸水は安心ですか。

ご自宅をご利用の井戸水は緊急時の水源として重要な役割を果たします。普段より井戸の衛生管理に注意を払い、井戸の水質を把握すれば「いざ」というとき安心です。

井戸の衛生管理の留意点は次のとおりです。

1. 井戸は清潔に！

井戸やその周辺を、定期的に点検し、清潔に保つように心がけましょう。

2. 定期的に水質検査を！

(1) 常に、色・濁り・臭い・味などの異常に注意しましょう。

(2) 1年に1回、水質検査を受けましょう。

3. 異常を認めたときは！

井戸水に異常を認めたときは、すぐに使用を停止し、保健所、当センターなどに相談しましょう。

(一財) 千葉県薬剤師会検査センターは水道法第 20 条登録検査機関として豊富な実績と経験を有し、飲用井戸の水質検査はもとより、水道事業体等の水質検査を行っております。

井戸水の検査は、定期水質検査項目(11 項目検査)、金属やトリクロロエチレンを含む21 項目検査などをご用意しております。

お気軽にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

料金に関すること	業務部	TEL:043-242-3833 FAX:043-244-2594
検査に関すること	技術検査部	TEL:043-242-5940 FAX:043-242-3850

注) 保健所で飲食店等の営業許可を受ける際、井戸水を使用している場合は水質検査結果の添付が必要になります。この際、新規井戸と既設井戸では検査項目が異なります。まずはご相談下さい。

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

飲用井戸水質検査項目

	基準項目	新設井戸 (51項目)	定期検査 (11項目)	推奨項目 (21項目)
健康 に 関 連 す る 項 目	1 一般細菌	○	○	○
	2 大腸菌	○	○	○
	3 カドミウム及びその化合物	○		
	4 水銀及びその化合物	○		
	5 セレン及びその化合物	○		
	6 鉛及びその化合物	○		○
	7 ヒ素及びその化合物	○		○
	8 六価クロム化合物	○		
	9 亜硝酸態窒素	○	○	○
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	○		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○
	12 フッ素及びその化合物	○		
	13 ホウ素及びその化合物	○		
	14 四塩化炭素	○		○
	15 1,4-ジオキサン	○		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○		○
	17 ジクロロメタン	○		
	18 テトラクロロエチレン	○		○
	19 トリクロロエチレン	○		○
	20 ベンゼン	○		○
	21 塩素酸	▲		
	22 クロロ酢酸	▲		
	23 クロロホルム	▲		
	24 ジクロロ酢酸	▲		
	25 ジブromクロロメタン	▲		
	26 臭素酸	▲		
	27 総トリハロメタン	▲		
	28 トリクロロ酢酸	▲		
	29 ブロモジクロロメタン	▲		
	30 ブロモホルム	▲		
	31 ホルムアルデヒド	▲		
性 状 に 関 連 す る 項 目	32 亜鉛及びその化合物	○		
	33 アルミニウム及びその化合物	○		
	34 鉄及びその化合物	○		○
	35 銅及びその化合物	○		
	36 ナトリウム及びその化合物	○		
	37 マンガン及びその化合物	○		○
	38 塩化物イオン	○	○	○
	39 カルシウムマグネシウム等(硬度)	○		○
	40 蒸発残留物	○		
	41 陰イオン界面活性剤	○		
	42 ジェオスミン	■		
	43 2-メチルイソボルネオール	■		
	44 非イオン界面活性剤	○		
	45 フェノール類	○		
	46 有機物(全有機炭素TOC)	○	○	○
47 pH値	○	○	○	
48 味	○	○	○	
49 臭気	○	○	○	
50 色度	○	○	○	
51 濁度	○	○	○	

▲: 消毒を行っていない場合は省略可

■: 水源が湖沼水等水が停滞しやすい表流水でない場合は省略可

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNI TE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	070236JP
水道法第 20 条の 4 第 2 項検査機関登録	厚労省登録第 16 号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第 22 号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第 0122004 号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第 164 号
作業環境測定登録機関	千葉労働局 12-18 号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第 507 号
計量証明事業登録機関(首圧レベル)	千葉県第 566 号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第 608 号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第 003 号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市 29 水第 4 号

井戸水検査のご案内

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

< 交 通 >

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1 丁目 12 番 11 号
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩 7 分
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩 7 分

(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台 2 丁目 3 番 36
 JR 外房線土気駅よりタクシー 10 分
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車 2 分



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

Technical News No.1804